

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年ー7 (3.2.25)	危機管理	屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直しを検討することについて ▶陳情理由 境港市及び米子市が含まれるUPZ圏内における避難計画では、全面緊急事態においては、まず屋内退避を実施している。この屋内退避の実効性について、内閣府等の新しい調査結果（内閣府・日本原子力研究開発機構・原子力緊急時支援・研修センター「原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—について[暫定版]」（令和2年3月））によると、内部被ばくの低減効果が現在の想定よりかなり低くなる可能性が明らかになった。 鳥取県作成の「原子力防災ハンドブック」では、屋内退避は、木造家屋においても吸入による内部被ばくを75%低減するとしている。この根拠とされる原子力規制委員会の資料（原子力規制委員会「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について（案）」（平成26年5月））は、1978年の米国環境保護庁による文献である。しかし、日本原子力研究開発機構等の研究グループの指摘（日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センターリスク評価研究ディビジョン放射線安全・防災研究グループ（廣内淳）「屋内退避による被ばく低減効果の評価」（平成29年11月））によると、IAEA等で報告されている屋内退避の被ばくの低減効果は欧米の家屋が対象であり、屋内退避の効果は住居の特性（建築様式）に依存するため、日本特有の住居に対応した被ばく低減効果を評価する必要があるとされており、この調査は現在も継続中である。 これとは別に実施され、昨年3月に公表された内閣府等	原子力防災を考える県民の会	不採択 (3.3.26) 本会議(R3.3.26)委員長報告 会議録暫定版 原子力災害発生時における屋内退避は、屋内に留まることによって建物の遮へい効果や気密性等による放射性物質の吸入制限によって被ばく量を低減させる防護措置であり、避難時の混乱や被害を防ぐことができるとともに、放射線の被ばくリスクを低減する効果がある有効な手段であることから、国の原子力災害対策指針に取り入れられ、本県の避難計画についても指針に基づいて取り入れられているところです。 一方、本陳情で示されている内閣府等の調査結果は、放射線防護対策施設の効果検証を目的に行った暫定版の扱いとなっており、内閣府における屋内退避による低減効果は同様に暫定値の扱いであり、屋内退避の効果についてはさらに詳細な研究が必要とされています。 県の地域防災計画や避難計画の見直しは、最新の科学的・技術的知見に基づく必要がありますが、県民の安全を考えるならば科学的に評価された知見を反映すべきであり、現時点で直ちにこの内閣府等の暫定調査結果を受けた対応を講ずるべき必要性があるとは判断できないこと。 よって、不採択と決定いたしました。

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		の新しい調査結果（前掲）によると、1,300㎡の高気密住宅における内部被ばくの低減率が33%にしかならないとされている。 この点より、これまでの屋内退避を基本とした避難計画の見直しを検討する必要があると考える。鳥取県として、県民の生命・健康を守るためにより実効性のある避難計画を検討することを求める。 ▶陳情事項 一般の住宅においては内部被ばくの低減効果が75%ではなく33%であるとした内閣府等の調査による新しい知見に基づき、鳥取県当局において、UPZ圏内の屋内退避を中心とした避難計画の見直しを検討すること。		
--	--	--	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情